



今月のテーマ

個人事業主が廃業すると廃棄物の行方は？

1. はじめに

岐阜県内の産廃処理業者から問合せを頂いた。すなわち、個人事業主が廃業した際に発生する廃棄物は産廃か否か？

廃掃法では、事業活動に伴い発生する廃棄物は産廃に該当すると。品目によっては業種で限定されたり、されなかったり。

すなわち産廃に該当するか否かは事業活動の有無が前提にあることになっている。そのため、自然災害を原因とする廃棄物は性状が産廃であっても一般廃棄物となる。

2. 下呂市役所の対応は？

廃業に伴う廃棄物については、廃業前の事業との関係密接度によって判断は分かれる。下呂市役所からは廃業前の事業に密接関係ありとして産廃であると指導受けた。

もしも不法投棄をした場合は事業者に改善命令、措置命令が出されることも覚悟すべし事案である。

最近では8月31日付け新聞で埼玉県川越市内の解散した金属加工業者の経営者が廃掃法の不法投棄の容疑で逮捕された。不法投棄した内容は、有害物質を含む廃液を入間川に流出させたとの容疑です。

3. 処理困難な事例もある。

事業の廃業から年数が経過している場合には、廃業前の事業との密接度が低くなり、一般廃棄物と認識される場合もある。廃業時の廃棄物を長期保管しており、処分機会を無くしているケースが多い。

例えば各種農薬類、害虫駆除剤、除草剤等灯油、軽油、ベンジン等の発火性の廃油有害な塩酸、硫酸、ヒ素、シアン等も。

消毒用の乳剤など数え切れない程有り。

4. 市町村では処理困難な場合が多い

市町村の自治体における処理施設は焼却、破碎などが中心であり、上記に記した薬剤関係は処理困難物として受入れ禁止しているケースがほとんどである。

全国的にも、各市町村での受入れ禁止措置の中で各家庭において止むを得ず長期保管中の物が少なく無い。統計がないために確定的なことは言えないが膨大な量になると推計する有識者も存在している。

5. 旭川市の先進的な取り組み

平成24年度に旭川市は市民を対象に家庭内有害廃棄物の回収実験を行った。回収後の物は、成分検査の上で適正処分を行った。人口は35万人、世帯数は17万世帯

処理費用は、平成24年度 226万円
平成25年度 398万円

費用内訳では、内容物の検査費費用が約40%に上るとの事です。

6. まとめ

今後、市町村として家庭内有害物を処理する場合には、前もって一般廃棄物の処理計画の告示にて住民に公表、周知することと、処理費用の予算化が必要になる。

各区、市町村は自分の自治体で処理できる範囲でしか告示を行わない。それにより家庭内有害廃棄物の処理不能又は処理責任をあいまいにしている実態がある。

大事なことは有害廃棄物の一廃許可業者が存在しなくても、区市町村の処理責任において産廃の処理業者に処理を委託することは法的に認められている行為である。

これから進む高齢化社会に向けて、独居老人、単身者世帯などの遺品整理、残置物処理には、現行の廃棄物処理法の枠組みだけでは対応が困難である。

早急な行政の適切な対策が待たれる。

